○農林水産省告示第千二十五号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十九年七月三十日と定め、公示する。

平成二十九年六月三十日

農林水産大臣　山本　有二

次の表により、同表に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）について、改正前欄に掲げる規定の傍線部分で改正後欄にこれに対応する規定の傍線部分があるものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分で改正前欄にこれに対応する規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

第一　国内産農産物

一　もみ

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　水稲うるちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
岩手県	あきたこまち、いわてっこ、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、金色の風、ササニシキ、たかたのゆめ、トヨニシキ、どんぴしゃり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、萌えみのり及びゆきおとめ
宮城県	あきたこまち、いのちの壱、おきにいり、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、こころまち、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、だて正夢、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、トヨニシキ、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび及び夢ごこち
（略）	（略）
石川県	あきたこまち、あきだわら、コシヒカリ、春陽、どんとこい、にこまる、日本晴、能登ひかり、ハナエチゼン、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ひゃくまん穀、ほほほの穂、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、夢ごこち及びゆめみづほ
（略）	（略）

ロ　（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）

改正前

第一　国内産農産物

一　もみ

(一)　（略）

(二)　銘柄

イ　水稲うるちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

道府県	品種
（略）	（略）
岩手県	あきたこまち、いわてっこ、岩手一一八号、かけはし、きらほ、銀河のしずく、コシヒカリ、ササニシキ、たかたのゆめ、トヨニシキ、どんぴしゃり、ひとめぼれ、ほむすめ舞、ミルキークイーン、萌えみのり及びゆきおとめ
宮城県	あきたこまち、いのちの壱、おきにいり、かぐや姫、キヌヒカリ、金のいぶき、げんきまる、こころまち、コシヒカリ、五百川、ササシグレ、ササニシキ、さち未来、春陽、たきたて、つくばＳＤ一号、つや姫、東北一九四号、東北二一〇号、トヨニシキ、はぎのかおり、花キラリ、ひとめぼれ、まなむすめ、ミルキークイーン、萌えみのり、やまのしずく、ゆきむすび及び夢ごこち
（略）	（略）
石川県	あきたこまち、あきだわら、石川六五号、コシヒカリ、春陽、どんとこい、にこまる、日本晴、能登ひかり、ハナエチゼン、花キラリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、ほほほの穂、ほむすめ舞、みつひかり、ミルキークイーン、夢ごこち及びゆめみづほ
（略）	（略）

ロ　（略）

(三)　（略）

附　（略）

定義　（略）